

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	芦屋市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和8年7月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>芦屋市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に関する届出の受理・審査・応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証または認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付または市町村特別給付の支給に関する事務 ④要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定の申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑤要支援認定、要支援更新認定または要支援状態区分の変更の認定の申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑦居宅介護サービス費等の額の特例または介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理・審査・応答に関する事務 ⑧高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス等の支給に関する事務 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑩保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑫保険料の徴収または保険料の賦課に関する事務 ⑬介護情報基盤システムの構築に関する事務</p>
③システムの名称	1. 介護保険システム(標準準拠版) 2. 介護保険認定審査会支援システム(標準準拠版) 3. 団体内統合番号利用連携サーバ 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、口座登録・連携関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項) (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(131、132の項)(132の項に保険料に徴収にかかる根拠を含む)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部福祉室 高齢介護課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室高齢介護課管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div>
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <選択肢> <ul style="list-style-type: none"> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	篠原 隆志	課長	事後	規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の変更 規則等改正に伴う「基礎項目評価書」の記載事項の追加
平成31年4月1日	IV リスク対策	—		事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②被保険者証または認定証に関する事務 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪保険料の徴収または保険料の賦課に関する事務	②被保険者証、負担割合証または認定証に関する事務 ⑧高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス等の支給に関する事務 ⑨保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑩保険給付の支払の一時差止に関する事務 ⑪保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑫保険料の徴収または保険料の賦課に関する事務	事後	② 項目の一部追加 ⑧ 項目の追加 ⑨～⑫ ⑧の追加による連番の変更
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(93、94の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(93、94の項)	事後	(別表第二における情報提供の根拠)8、11、108の項追加
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	法改正による号ズレのため号の変更
令和5年1月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	介護保険情報ファイル、口座登録・連携関係情報ファイル	事後	公金受取口座情報利用開始に伴うファイル名の追加
令和5年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	計数の見直し
令和5年1月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	計数の見直し
令和6年3月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 高齢介護課	こども福祉部福祉室 高齢介護課	事後	所管名の変更
令和6年3月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部文章法課文書統計係	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係	事後	所管名の変更
令和6年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 福祉部高齢介護課管理係	郵便番号 659-8501 芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 こども福祉部福祉室高齢介護課管理係	事後	所管名の変更
令和6年3月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	計数の見直し
令和6年3月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	計数の見直し
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(新規入力)	⑬標準準拠システムの構築及び移行に関する事務	事後	システムの追加
令和6年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規入力)	5. (仮称)介護保険標準化システム 6. (仮称)介護保険認定審査会支援標準化システム	事後	システムの追加
令和6年5月27日	I -3 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第一の68の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の100の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第50条	事後	法改正等に伴う改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、108、117の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(93、94の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 (表における情報提供の根拠) ・第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、144、161の項) (表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(131、132の項)	事後	法改正等に伴う改正
令和7年6月26日	I-3 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の100の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)別表省令第50条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の100の項	事後	主務省令の名称及び条項を削除(記載不要のため)
令和7年6月26日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	新様式のコメントの記載例に合わせて記述を変更
令和7年6月26日	I-4-②法令上の根拠	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(131、132の項)	・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(131、132の項)(132の項に保険料に徴収にかかる根拠を含む)	事後	文末に追記
令和7年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	計数の見直し
令和7年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	計数の見直し
令和7年6月26日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(新規入力)	選択肢入力(十分に行っている) 判断の根拠記載	事後	様式変更に伴う記載
令和7年6月26日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規入力)	選択肢入力(2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 判断の根拠記載	事後	様式変更に伴う記載
令和8年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③標準準拠システムの構築及び移行に関する事務	③介護情報基盤システムの構築に関する事務	事後	項目の削除及び修正
令和8年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 介護保険認定審査会支援システム 5. (仮称)介護保険 標準化システム 6. (仮称)介護保険認定審査会支援 標準化システム	1. 介護保険システム(標準準拠版) 2. 介護保険認定審査会支援システム(標準準拠版)	事後	項番の修正
令和8年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、144、161の項)	第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、131、132、137、144、145、158、161の項) (6、27、38、131、137、145、158項の追加)	事後	項漏れによる追加
令和8年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数の見直し
令和8年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	計数の見直し